

熊本県がん診療連携協議会要項

〔 平成 18 年 10 月 11 日 制 定
平成 26 年 3 月 31 日 最終改正 〕

(設置)

第1条 がん診療連携拠点病院の整備について（平成26年1月10日付け健発0110第7号厚生労働省健康局長通知）に基づき、熊本大学医学部附属病院（以下「熊大病院」という。）に熊本県がん診療連携協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 熊大病院の病院長
- (2) 熊本県の地域がん診療連携拠点病院の病院長
- (3) 熊本県の特定領域拠点病院の病院長
- (4) 熊本県の地域がん診療病院の病院長
- (5) 熊本県指定がん診療連携拠点病院の病院長
- (6) 熊本県医師会長
- (7) 熊本県歯科医師会長
- (8) 熊本県薬剤師会長
- (9) 熊本県看護協会会長
- (10) 熊本ホスピス緩和ケア協会代表
- (11) 熊本県健康福祉部長
- (12) 熊大病院のがんセンター長
- (13) 熊大病院の地域医療連携センター長
- (14) 熊大病院の薬剤部長
- (15) 熊大病院の看護部長
- (16) 熊本大学大学院生命科学研究部又は熊大病院の教授又は准教授 4人
- (17) その他熊大病院の病院長が必要と認める者 若干人

2 前項第16号及び第17号の委員は、熊大病院の病院長が委嘱する。

3 第1項16号及び第17号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 第1項第16号及び第17号の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、がん診療に関する次に掲げる事項を協議する。

- (1) 熊本県内のがん診療実績等の共有に関すること。

- (2) 熊本県におけるがん診療及び相談支援の提供に関すること。
- (3) 熊本県における地域連携クリティカルパスの整備に関すること。
- (4) 熊本県内の院内がん登録データの分析、評価等に関すること。
- (5) 熊本県におけるがん医療に関する研修計画及び診療支援医師の派遣調整に関すること。
- (6) 熊本県内の医療機関における診療、緩和ケア外来、相談支援センター、セカンドオピニオン、患者サロン、患者支援団体、在宅医療等に関する情報共有及び情報提供に関すること。
- (7) 国協議会及び国立がん研究センターとの連携及び情報共有に関すること。
- (8) その他熊本県のがん対策推進計画等に関し必要な事項

(議長)

第4条 協議会に議長を置き、熊大病院の病院長をもって充てる。

2 議長は、協議会を招集する。

3 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 協議会は委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開くことができない。

2 委員は、やむを得ない理由により会議に出席することができないときは、その代理者を協議会に出席させることができる。

(意見の聴取)

第6条 議長は、必要があるときは、委員以外の者を協議会に出席させ、意見を聞くことができる。

(幹事会)

第7条 協議会に、協議会の運営を円滑に行うため、幹事会を置く。

2 幹事会に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(事務)

第8条 協議会の事務は、熊大病院の事務部に於いて処理する。

(雑則)

第9条 この要項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

- 1 この要項は、平成18年10月11日から施行する。
- 2 この要項施行後、最初に委嘱される第2条第1項第13号及び第14号の委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成19年3月31日までと

する。

附 則

この要項は、平成19年1月31日から施行する。

附 則

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成20年2月8日から施行する。

附 則

この要項は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成23年12月21日から施行する。

附 則

この要項は、平成24年12月26日から施行する。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。